

# 公益財団法人北九州国際交流協会

## 多文化共生人材バンク制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北九州市における多文化共生の地域づくりを推進することを目的として、公益財団法人北九州国際交流協会（以下「協会」という。）が設置する「多文化共生人材バンク」（通称「KIAサポーター」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (登録内容)

第2条 登録する人材バンクの分野と内容は次のとおりとする。

(1) 通訳・翻訳スタッフ

協会および市などからの依頼による通訳、翻訳

(2) ピアサポーター

外国人住民に対する日本での生活におけるアドバイスや支援

(3) 文化紹介講師

学校、市民センター等での外国文化の紹介や国際理解を推進する活動

(4) 日本語指導者

日本語学習の指導

(5) イベントサポーター

イベントや広報活動などにおける、個人の得意分野を生かした協会事業への支援

(6) オンライン事業サポーター

オンライン事業に特化した活動支援

(7) 外国語相談サポーター

外国語相談窓口の対応、相談業務の一環としての通訳・翻訳

### (登録資格)

第3条 人材バンクに登録できる者は、本制度の目的に賛同し、北九州市内在住の個人であって、人材バンクの種類に応じた以下の要件のいずれかを満たす満18歳以上の者とする。ただし、それに準じると特別に認められる場合は、この限りでない。

(1) 通訳・翻訳スタッフ

当該言語について、一般的な内容から専門分野までの翻訳・通訳が可能な外国語ネイティブの方

（日本語能力：英語、中国語、韓国語についてはN1、その他の言語についてはN1或いはN2レベル）

(2) ピアサポーター

ボランティア活動に興味関心がある海外出身者

(3) 文化紹介講師

機材等を利用して日本語、もしくは英語での発表ができる海外出身者

(4) 日本語指導者

日本語指導経験者及び日本語指導者養成講座等を修了した方  
（母語は日本語、外国語を問わない）

(5) イベントサポーター

多文化共生の地域づくりに興味関心がある海外出身者

(6) オンライン事業サポーター

パソコン及びオンライン環境に関わる一定の技術がある方（国籍は問わない）

(7) 外国語相談サポーター

北九州国際交流協会外国語相談業務に3年以上従事した経験があり、英語、中国語、ベトナム語、韓国語のいずれかがネイティブレベルで日本語との通訳、翻訳ができる者

2 協会は登録資格について、その詳細な要件を個別に定めることができる。個別要件の定めがある場合は前項に優先する。

(登録)

第4条 人材バンクへ登録しようとする者は、人材バンク登録用紙（様式第1号）により登録の申込みを行うものとする。

2 人材バンクへの登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

3 協会は、申込書を受理した時は、その内容を審査、面談後、登録の可否を決定して、その結果を当該申込者に通知するとともに、登録可と決定された者を登録名簿に登録するものとする。

(登録の更新)

第5条 協会は、原則として3年に1回、全登録者を対象とした更新確認を行うものとする。

(登録内容の更新)

第6条 登録者は、登録内容を変更したい場合は、速やかに協会に変更の連絡をするものとする。

(登録の取り消し)

第7条 協会は、登録者が次のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から辞退の申し出があったとき
- (2) 登録者が本要綱に規定する登録者の責務に違反したとき
- (3) 登録者と長期にわたり連絡が取れない、又は所在不明となったとき
- (4) 登録者としてふさわしくないと協会が認める事実が判明したとき
- (5) 登録者本人が死亡したとき

(個人情報の保護)

第8条 協会は、人材バンクへの登録及びその活動を通して入手した個人情報について適正に管理し、人材バンクの運用以外の目的に使用しないものとする。

(秘密の保持)

第9条 登録者は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(依頼者の要件等)

第10条 協会に登録者の紹介を依頼できるのは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 北九州市内の地方公共団体、教育機関およびその関係団体
- (2) 市内で活動する公益法人
- (3) 市内で活動するNPO法人等の非営利団体
- (4) 協会が特に必要と認める団体及び個人

(紹介の手続き等)

第11条 地方公共団体、国際交流団体、学校、市民センターなど公的団体から活動依頼があった場合、協会は登録者の了解を得た上で依頼者に紹介する。活動内容の詳細については当事者間において調整を行い、活動そのものについては、協会はその責を負わない。

- 2 紹介を依頼する者（以下「依頼者」という。）は原則として活動を希望する日の2週間前までに紹介依頼書（様式第2号）を提出する。
- 3 協会は、前項の紹介依頼の内容を適当と認めるときは、登録者名簿から依頼の内容に適した登録者を選定するものとする。
- 4 協会は前項による選定を行ったときは、速やかに選定した登録者（以下、「活動者」という。）に通知し、承諾を得るとともに、依頼者に通知するものとする。
- 5 協会は、依頼内容を不相当と認めるとき、又は適任者がいなかったときは、速やかにその旨を依頼者に連絡するものとする。

(依頼者の責務等)

第12条 依頼者は、活動者に対し活動内容等の詳細について速やかに通知するとともに、必要に応じて十分な事前説明を行わなければならない。

- 2 依頼者は、活動決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに活動者及び協会に連絡しなければならない。
- 3 依頼者は、依頼者の都合又は活動の不履行に伴い活動者が損害を被ったときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- 4 依頼者は、活動終了後、「多文化共生人材バンク活動状況報告書」（様式第3号）に必要事項を記入し、活動の終了の日より10日以内に協会に提出しなければならない。
- 5 依頼者は活動者の個人情報をも適正に管理しなければならない。

(利用の制限)

第13条 協会は、依頼者が人材バンクの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用をさせないものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合
- (2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合
- (3) 営利活動を主たる目的とする場合
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団員及びこれに準ずる団体が関わっていると認められる場合
- (6) その他協会が人材バンクを利用する者として適当でないと認める場合

(謝金・経費の負担等)

第14条 協会又は依頼者は、活動者に対し別に定める参考基準による謝礼及び活動にかかる交通費等の実費を支払うものとする。

(免責等)

第15条 活動者及び依頼者は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 依頼者又は活動者は、ボランティア保険又は傷害保険等に加入するなど、活動に伴う事故等に備えなければならない。また、万一、事故等が発生した場合には、当事者間の責任において、双方誠意をもって解決にあたるものとし、協会はその賠償の責を負わない。

3 活動者の活動又は活動不履行により依頼者が被った損害について、協会はその賠償の責を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

この要綱は、令和3年9月8日から施行する。